

No. 12 西尾市

担当部課名		T E L	直通・内線	F A X
環境部 環境保全課		0563-65-3881	直 通	0563-65-3880
住 所	〒445-0887 西尾市長縄町井ノ元60		担当者氏名	牧野 昌仁
U R L	https://www.city.nishio.aichi.jp		E-mail	kankyo-h@city.nishio.lg.jp

※補助金申請の窓口

担当部課名		T E L	直通・内線	F A X
上下水道部 上下水道営業課		0563-65-3881	直 通	0563-57-5220
住 所	〒445-0062 西尾市丁田町五助18		担 当	接統推進担当

(1) [補助金額] (単位：円)

人槽区分	設 置	配 管	撤 去	
5人槽	360,000	300,000	みなし浄化槽	くみ取便槽
7人槽	462,000		120,000	90,000
10人槽以上	585,000			

(2) [令和7年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
	11						11

前年度実績基数（7基）

(3) [補助対象地域]

- 次の区域を除く市内全域
- ①下水道計画区域のうち、概ね10年以内に供用開始する区域
 - ②西尾市農業集落排水施設設置事業分担金徴収条例（昭和63年条例第20号）第2条に該当する区域
 - ③その他市長が特に定めた区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①補助対象浄化槽を設置する者
- ②みなし浄化槽等が設置されている住宅等の所在地に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による住民基本台帳に記録されている者（住宅等の所在地に住民基本台帳に記録されていない理由が、やむを得ないものとして市長が認めるものはこの限りでない）
 - ※補助対象浄化槽：し尿と雑排水（工場廃水、雨水その他特殊な排水を除く）を併せて処理する浄化槽であって、次に定める条件を全て満たすものをいう
 - ア浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第2項の規定による構造基準に適合すること
 - イ生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という）除去率90%以上の機能を有すること
 - ウ放流水のBOD濃度20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有すること
 - エ放流水の総窒素濃度20mg/ℓ（日間平均値）以下又は放流水の総磷濃度1mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有すること
 - オ全国浄化槽推進市町村協議会に登録されている環境配慮型の浄化槽であること

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項の設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②補助金の交付決定前に浄化槽の工事に着手した者
- ③申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴対法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者であると認められる者
- ④市税の滞納がある者
- ⑤販売及び賃貸を目的とした住宅等に対して転換を行う者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①西尾市浄化槽転換設置整備事業計画書
- ②設置工事見積書又はこれに代わるもの
- ③配管工事見積書又はこれに代わるもの

- ④撤去工事見積書又はこれに代わるもの
- ⑤工事請負契約書の写し
- ⑥浄化槽設置届出書（県に提出後11日経過したもの）の写し又は建築確認済証の写し
- ⑦浄化槽調書の写し（建築確認による場合）
- ⑧設置場所の案内図
- ⑨浄化槽の設置又は撤去位置並びに排水経路を示す図
- ⑩補助対象浄化槽の人槽算定基準となる住宅等の見取り図
- ⑪補助対象浄化槽の登録証の写し
- ⑫補助対象浄化槽の型式適合認定書別添仕様書及び図面
- ⑬登録浄化槽管理票（C票）
- ⑭浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ⑮工事施工業者の浄化槽設備士免状又は小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
- ⑯浄化槽工事業登録通知書の写し又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
- ⑰西尾市税を滞納していないことを証明する書類（直近1か月以内のもの）
- ⑱写真（既存のみなし浄化槽又はくみ取り便槽の全景）
- ⑲誓約書
- ⑳補助対象浄化槽を設置する住宅等が借家の場合は、住宅等の所有者の承諾書
- ㉑その他市長が必要と認める書類

（８）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：完了の日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日まで

- ①収支精算書
- ②設置工事精算書又はこれに代わるもの
- ③配管工事精算書又はこれに代わるもの
- ④撤去工事精算書又はこれに代わるもの
- ⑤領収書の写し（原本証明をしたもの）
- ⑥工事チェックリスト
- ⑦浄化槽法定検査依頼書（第7条及び11条）の副本
- ⑧浄化槽法定検査契約書の写し
- ⑨浄化槽維持管理（保守点検及び清掃）契約書の写し
- ⑩工事完了後の浄化槽の設置又は撤去位置並びに排水経路を示す図
- ⑪工事写真（次の項目の内、該当するもの）
 - ア補助対象浄化槽の着工前、工事中及び工事完了の分かる写真
 - イ新設配管の着工前、工事中及び工事完了の分かる写真
 - ウ既設配管の撤去前及び撤去完了の分かる写真
 - エみなし浄化槽又はくみ取便槽の撤去完了の分かる写真
- ⑫浄化槽使用廃止届出書の写し（みなし浄化槽を撤去した場合）
- ⑬産業廃棄物管理票（E表）の写し（みなし浄化槽、くみ取便槽又は既設配管を撤去した場合）
- ⑭浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑮西尾市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請に関する変更報告書及びその変更に関する書類（承認申請を伴う変更以外で交付申請の内容に変更があった場合）
- ⑯その他市長が必要と認める書類

（９）【 その他 】

- ①みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限12万円の上乗せ補助を行っている
- ②くみ取り便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ③既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限10万円の補助を行っている
- ④みなし浄化槽からの転換に要する宅内配管工事費用を30万円まで補助を行っている
- ⑤くみ取り便槽からの転換に要する宅内配管工事費用を30万円まで補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください